

子どもからの相談、ヤングケアラー、その他様々な相談

◦子ども応援サポート室

子どもの困りごとや悩みごとなどを相談員がうかがい、一緒に解決策を考えます。ヤングケアラーや子育てで家庭の経済的な困りごとの相談なども受け付けます。

対象 区内在住の18歳未満の子ども、保護者、子育てに関わる全ての方

受付 月～金曜日 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

相談方法 電話・相談専用フォーム

問合せ 03-5803-1900



子ども応援
サポート室 HP

家にいるのが**つらい**、
学校に行きたくない

自分の**悩み**、誰に**相談**
したらいいのかな？



子育て支援講座

◦育児スキルトレーニング

親子の関係を育てるコミュニケーションをグループワークで学びます。

年2クール開催 (1クール全7回)

対象 区内在住の3歳から小学6年生の子ども、保護者

問合せ 03-5803-1104



育児スキルトレーニング HP

親子で遊び居場所

◦ぴよぴよひろば (親子ひろば)

子どもと保護者が一緒に遊び、利用者同士で交流できる憩いの場です。

「子育て」の悩みや不安など、ひろば職員(保育士)や心理スタッフに相談できます。

子どもの発達状態に応じた成長を支援する講座「ぴよぴよ HUG ハグ」(年10回程度)や、季節の行事を開催しています。

対象 区内在住の0～2歳の子どもと保護者(保護者同伴)

利用時間 月～金曜日 10時～12時、14時～16時
(7・8月は10時～12時、14時～17時)
(祝日・年末年始を除く)

※混雑状況はLINE、その他詳細はHPへ

問合せ 03-5803-1398



ひろばLINE



ひろばHP



文京区

子ども家庭 支援センター



文京区子ども家庭支援センター

〒112-8555

文京区春日1-16-21 シビックセンター5階

TEL 03-5803-1894 FAX 03-5803-1345

印刷物番号 F0325022



◦こどもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、こどもの気になるところ、困っていることなど、1人で悩まずどんなことでもご相談ください。

身近な相談機関として、こどもとその家庭のさまざまなお話を相談員がうかがいます。子育てに関する情報の提供、適切な相談機関への紹介も行います。

対象 区内在住の18歳未満のこども、保護者、子育てに関わる全ての方

受付 月～金曜日 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

相談方法 電話・窓口 (要予約)

問合せ 03-5803-1109 (TEL)
03-5803-1987 (FAX)

こどもの^{かんしゃく}癇癪どう
対応したらいいの？

こどもの育て方
これでいいのかな？

子育てに
疲れてしまった

◦子育て講演会

毎日の子育てのヒントになるような講演会をYouTubeで配信しています。

子育て講演会 HP



緊急かつ一時的にこどもを預けたいとき

◦こどもショートステイ・トワイライトステイ ◦乳幼児ショートステイ

対象 区内在住の下記に該当するこどもの保護者で、病気・出産・就労等の利用要件にあてはまる方

- ▶こどもショートステイ・トワイライトステイ 2歳～小学6年生
- ▶乳幼児ショートステイ 生後60日～3歳未満

利用方法 利用要件により予約方法が異なるため、下記HPからご確認ください。(事前予約制)

問合せ 03-5803-1894 (TEL)
問合せフォーム (HP参照)

こどもショートステイ
トワイライトステイ HP



乳幼児
ショートステイ HP



専門の弁護士へ相談する(離婚・養育費・親子交流・生活全般・学校等)

◦こどもの最善の利益を守る法律専門相談

対象 区内在住の18歳未満の方とその養育者

日時 ◎第2、第4火曜日 (1)10時～(2)11時～
◎第3木曜日 (1)18時～(2)19時～
(祝日・年末年始を除く)
(事前予約制)

問合せ 03-5803-1894 (TEL)
03-5803-1345 (FAX)



法律専門
相談 HP

離婚前後の家庭を支援する

◦こどものための離婚前後の 法律専門相談

弁護士による離婚に関する法律相談をオンラインで実施します。(事前予約制)

対象 区内在住の18歳未満のこどもの養育者

こどものための離婚前後の
法律専門相談 HP



◦こどものためのパパとママの離婚講座

離婚時のこどものメンタルケアや養育費等の法的な取り決めについての講座をオンラインで実施します。(事前予約制)

対象 区内在住の18歳未満のこどもの養育者

こどものためのパパと
ママの離婚講座 HP



◦養育費確保支援事業

◦親子交流支援事業

養育費確保、親子交流を支援するため、費用の一部を助成します。

対象 区内在住の18歳になった最初の3月31日までのこどもを養育している方(要件あり)

養育費確保
支援事業 HP



親子交流
支援事業 HP



離婚前後家庭の支援事業 お問合せ先

03-5803-1894